

学校で事故が起こった場合の対応

<生徒の生命を守ることを最優先にして、対応する> ※状況に応じて家庭への支援・協力を行う。

対応の流れ	対応上の留意点
(1) 事故現場へ急行し、生徒のけが等の状況を確認し、安全確保を行う。 ① 安全確保をする。 ② 管理職へ報告する。 (2) けがをした生徒を病院に連れて行く。 ① 保護者に連絡を取り、希望する病院等を尋ねる。 ② 救急車を要請している場合は、保護者にその旨を伝え、病院に来ていただくようお願いする。	○ 必ず複数で対応し、即時対応できるように心がける。 ○ けが等の程度に応じて、「学校危機管理マニュアル」等に沿い、救急対応を行う。 ○ 救急車を要請するか否かを即座に判断し、必要に応じて現場から救急車を要請する。 (意識がはっきりしない、首から上のけが、その他学校では判断しかねる場合は、躊躇せず直ちに要請する) ○ 必ず1名の教職員が病院に同行し、適時(15分おきに等)、生徒の容態や治療等の様子を学校に連絡する。 ○ 病院にきた保護者に、けがに至った経緯と状況について事実のみ伝える。(先入観や憶測で話をしない) ○ 手術や入院が必要な場合は、見送り立つまで、病院等で待機し、誠意ある対応をする。
(3) 管理職が、生徒指導課へ連絡する。	○ 救急車を要請した場合には、即時に連絡する。(学校保健課にも連絡する)
(4) 校長を中心に、組織的な対応を行う。	○ 対応については時系列にして、記録を残す。 ○ 指揮系統を一本化する。
(5) 学校にいる教職員が周りにいた生徒から十分に情報収集し、けが等の原因等を調べる。	○ 複数の教職員で事実確認を的確に迅速に行う。 ○ 周りにいた生徒に動揺がある場合は、養護教諭、スクールカウンセラーや関係機関と連携し、心のケアを行う。 ○ 原因が分かり次第、管理職に連絡する。
(6) けが等に至った経緯や状況について、保護者に説明し、謝罪する。	○ 事実のみを話とする。(先入観や憶測で話をしない) ○ 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の説明を、適切な時期に行う。説明に当たっては、学校保健課と連絡をとる。(必ず支給されるとは限らない) ○ 学校管理下で起こったことについて謝罪する。
(7) 再発防止に向けての取組について全職員で共通理解を図る。	○ 再発防止に向けての取組については、保護者の意向を汲みながら、誠意が伝わるようにし、具体的に進める。 ○ 事故発生後(翌朝等)校長より全教職員へ状況説明を行い、今後の方針を確認する。
(8) 各担任は、各クラスで安全指導を行う。	○ 管理職または生徒指導主事が、同じ内容を話すための文書を月意する。
(9) 事故報告書を作成し、概況とともに生徒指導課へ提出する。	○ 時系列で「いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのようなことをした」か、概況を作成する。 ○ 概況にそって北九州市立小中学校等管理規則第9条の規定によりA4版1枚で作成する。 (首から上のけが等重篤な事故については必ず作成する)

【引 用】北九州市教育委員会「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践資料第4集～」

適切な部活動運営のためのチェックリスト

No.	確認項目
1	勝つことよりも生徒の人間的な成長を目指して活動している。
2	部活動での指導を通じて、好ましい人間関係を育てている。
3	ほめることで、人としての成長を促すような声かけを工夫している。
4	体罰や不適切な言動による指導を行っていない。
5	授業とのバランスを考えて無理のない計画を立てている。
6	部活動での指導が生徒の学校生活に生かされている。
7	顧問・担任・全職員で生徒の情報を共有できるようにしている。
8	学校から支出される、部活動に係る金銭を適正に管理している。
9	土・日曜日のいずれか一方に必ず休養日を設定している。
10	平日に必ず1日以上休養日を設定している。
11	活動時間は、平日2時間程度、土・日曜日は3時間程度で行っている。
12	朝練習の実施にあたっては適切な期間・時間帯を設定している。
13	参加する大会等を精査し、生徒や保護者の負担を減らしている。
14	練習予定表や通信を配布し、生徒や保護者との連携を図っている。
15	保護者から接待を受けたり、金品を受け取ったりしていない。
16	保護者の負担軽減を図り、支出を必要最小限度に抑えている。
17	校外での活動では事故に対する最大限の注意を払うよう指導している。
18	活動場所の施設・設備を定期的に点検し、生徒にも安全指導を行っている。

～活用に当たって～

- ・校内研修の機会に活用することを想定したチェックリストです。
- ・適切な部活動運営が行われているか、チェックしてみましょう。
- ・次ページのチェックシートで確認してください。
「○」のつかない項目があれば、改善が必要です。
- ・指導の在り方を振り返り、改善点を把握しましょう。
日々、指導力を高めていくことが大切です。
- ・記入後は、管理職に提出してください。
- ・学校全体で、適正な部活動運営に努めましょう。

提出用チェックシート

～機会があるごとに活用しましょう～

No.	確認項目	チェック
1	勝つことよりも生徒の人間的な成長を目指して活動している。	
2	部活動での指導を通じて、好ましい人間関係を育てている。	
3	ほめることで、人としての成長を促すような声かけを工夫している。	
4	体罰や不適切な言動による指導を行っていない。	
5	授業とのバランスを考えて無理のない計画を立てている。	
6	部活動での指導が生徒の学校生活に生かされている。	
7	顧問・担任・全職員で生徒の情報を共有できるようにしている。	
8	学校から支出される、部活動に係る金銭を適正に管理している。	
9	土・日曜日のいずれか一方に必ず休養日を設定している。	
10	平日に必ず1日以上 of 休養日を設定している。	
11	活動時間は、平日2時間程度、土・日曜日は3時間程度で行っている。	
12	朝練習の実施にあたっては適切な期間・時間帯を設定している。	
13	参加する大会等を精査し、生徒や保護者の負担を減らしている。	
14	練習予定表や通信を配布し、生徒や保護者との連携を図っている。	
15	保護者から接待を受けたり、金品を受け取ったりしていない。	
16	保護者の負担軽減を図り、支出を必要最小限度に抑えている。	
17	校外での活動では事故に対する最大限の注意を払うよう指導している。	
18	活動場所の施設・設備を定期的に点検し、生徒にも安全指導を行っている。	

【 】部 氏名【 】

日頃の部活動運営を振り返って、・・

--	--

第2章 北九州市地域クラブ

1. 北九州市地域クラブの趣旨

(1) 北九州市地域クラブとは

- 市が設定した要件を満たし、学校部活動の受け皿として認定された地域クラブを「北九州市地域クラブ」とする。

(2) 北九州市地域クラブの位置付け

- 北九州市地域クラブは、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。
- これを踏まえ、市が認定する「北九州市地域クラブ」については、学校部活動のもつ教育的な意義を継承しつつ、特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、期間を問わず、種目や分野を変更できるなど、柔軟に選択できる活動とする。

(3) 北九州市地域クラブの立ち上げ

- 市は、保護者会等で北九州市地域クラブを設立する場合は、助言等支援を行う。

2. 参加者及び運営団体・実施主体と指導者

(1) 参加者

- 北九州市地域クラブの参加者は、北九州市立中学校に所属する生徒を中心に、従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くこと等が苦手な生徒、障害のある生徒など、活動への参加を希望する全ての生徒を想定する。

(2) 運営団体・実施主体

- 地域のスポーツ団体や文化芸術団体、民間のクラブチーム、保護者・指導者等の組織や各種団体が運営主体を担い活動を行う。また、保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する団体も想定される。
- 学校が運営主体となる学校教育活動ではなく、社会教育法上の「社会教育」の一環として位置づける。ただし、学校施設の利用など、学校と連携して活動を行うこととする。
- 運営団体は、持続可能な運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わることとし、それを記した規約等を作成する。

(3) 指導者

- 北九州市地域クラブの指導者は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者が想定される。
- 市は、指導者確保に苦慮している北九州市地域クラブへ指導者を紹介するため、大学生やスポーツクラブ、民間団体等に連携協力を依頼し、「北九州市地域クラブ活動指導者人材バンク」を整備する。
- 北九州市地域クラブの指導者は、教育委員会が主催するガイドライン等を用いた指導者研修を受講することとする。

3. 活動内容

- 北九州市地域クラブの実施する活動は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ活動とする。
- その他、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に活動することも想定される。

4. 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

(1) 北九州市地域クラブの適切な指導の実施

ア 生徒の健康管理

- 指導者等は、生徒の健康管理のために次のことに配慮して指導を行う。
 - ・ 活動の前後に健康観察を行い、生徒の健康状態を的確に把握する。
 - ・ 生徒の心身のバランスのとれた健全な成長を確保するという観点から休養日及び活動時間を適切に設定する。
 - ・ 専門的知見を有する外部の有識者等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における心身の状態等に関する正しい知識のもと指導を行う。

イ 安全管理と事故防止

- 指導者等は、活動を実施する際は、活動場所における施設・設備の点検を定期的の実施し、活動における安全対策や事故防止等に努める。

- 指導者等は、施設設備及び用具を適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを再認識し、用具等については、生徒に事前に使用法や危険性を十分に指導し、危険回避能力を身に付けさせる。
- 指導者等は、急激な天候の変化（雷・大雨等）の際には、活動を停止し、生徒を安全な場所に避難させる等、迅速な対応をとる。熱中症警戒アラートや光化学スモッグ、PM_{2.5}等の注意喚起が行われた場合、屋外での活動を控える等、市が作成したガイドライン等に則り行動する。
- 指導者等は、これまでの学校部活動で生徒の突然死や熱中症等が発生していることを踏まえ、事故の未然防止や事故が起こった場合の対処方法の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。
万一、事故が発生した場合は、迅速かつ適切な対応を行うこと。特に、初期対応を誤ると重大事故につながる可能性があることから、日頃から対応についてクラブ内関係者への周知に努める。

ウ 熱中症事故の防止

- 指導者等は、「北九州市学校における熱中症対策ガイドライン（令和5年4月発行、令和7年4月一部改正）」を遵守するとともに、生徒の健康管理のために次のことに配慮して指導を行う。

- ・ 睡眠不足や欠食・偏食等の不規則な生活習慣により、発症の危険性が高まることから望ましい生活習慣を指導する。
- ・ 活動前に適切な水分や塩分の補給を行うよう指導するとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずる。
- ・ 休憩時間を計画的に設定し、過度な運動や活動の連続にならないよう十分配慮する。
- ・ 熱中症の疑いのある症状がみられた場合には、早期に涼しい場所へ移動させ、水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。
- ・ 暑さ指数（WBGT）等を活用し、気象情報や生徒の体調を踏まえ、躊躇なく計画の変更・中断を行う等、適切な措置を講ずる。
- ・ 北九州市独自の判断基準を超えた場合、全市一斉に活動を中止する。

エ 体罰・不適切な言動・ハラスメント等の根絶

- 指導者等は、北九州市地域クラブの実施に当たり、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 厳しい指導と称し、殴る・蹴る等の体罰はもちろん、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような不適切な言動は人権侵害行為であり、断じて許されないことを認識するとともに、適切な指導を実践する。

- 北九州市地域クラブの指導においては、勝利のみを目指すのではなく、連帯感、責任感、主体性等を育成することに努め、生徒の人間的な成長を目指す。
- 指導者等は、生徒の能力向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図るようにする。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

- ① 殴る、蹴る等。
 - ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
 - ・ 長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・ 熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・ 相手の生徒が受け身をできないように投げることや、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・ 防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
 - ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
 - ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
 - ⑤ 身体や容姿、人格否定（人格等を侮辱したり否定したりするような）にかける発言を行う。
 - ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。
- ※ 上記①～⑥には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要である。

【引用】

文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）
 北九州市教育委員会「体罰防止のための手引き『体罰のない学校をつくるために』」（平成25年7月）

オ いじめ等の防止

- 北九州市地域クラブは、複数の学校の生徒が参加すること、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、目的や技能が様々であること等の特色をもっている。指導者等には、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権意識の育成と適切な集団づくりが求められる。
- 特に、いじめについては、人権侵害行為であり、決して行ってはならないという強い認識のもと、様々な角度から生徒の姿を把握することが必要である。

- なお、北九州市地域クラブに参加する生徒間で、体罰同様の行為が行われないように注意を払うことも必要である。
- 市は、生徒にとってふさわしい活動環境を整備するため、指導者等への研修を行い、資質向上の取組を進める。研修の内容は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰やハラスメントの根絶といった指導者としての素養に関わるものとする。

5. 適切な休養日等の設定

- 北九州市地域クラブの活動について運営団体・実施主体は、学校部活動に準じ、原則として次の活動時間と休養日を設定する。その際、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

(1) 休養日の設定

- 原則、週当たり2日以上休養日を設定する。
「土・日曜日のいずれか一方を休養日とすること」に加え、「平日（祝日含む）に週当たり1日以上休養日を設定すること」とする。
- 北九州市立学校における長期休業中の休養日の設定も同様に行う。

(2) 活動時間の設定

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日（土・日曜日、祝日含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的で、かつ効率的・効果的な活動を行う。
- 試合前などやむを得ない事情により活動時間が上記より長くなる場合は、予め生徒や保護者に説明し、許可を得ることとする。

6. 活動場所

- 北九州市地域クラブの活動場所として、運動系については、小・中学校の体育館やグラウンド、市民体育館、多目的運動場、市民球場等の市が運営するスポーツ施設、その他スポーツ施設を使用することが想定される。文化・科学系については、中学校の音楽室、美術室等をはじめ、市民センター、生涯学習センター、その他文化施設を使用することが想定される。
- 市は、北九州市地域クラブを実施する団体等に対して、学校施設や公共施設等の低廉な利用料を検討するなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを進める。

- 活動場所への移動については、徒歩または公共交通機関を利用することとする。公共交通機関での移動が困難なときは、責任と移動手段について、保護者に一任する。

7. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- 北九州市地域クラブの会費等については、原則受益者負担とする。
- 運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費等を設定する。

8. 事故等の対応と保険の加入

- 北九州市地域クラブの活動中の事故については、運営団体がその責任を負うことになる。そのため、生徒同士のトラブルや事故が発生した場合の管理責任の主体、補償の範囲等を明確にし、指導者や参加生徒に対して、十分な理解を得て活動することとする。また、事故や問題が発生した場合、学校と連携して対応することもあるため、連絡体制を構築することも検討する。
- 北九州市地域クラブは、それぞれのクラブで日本スポーツ振興センターの災害共済給付と同等の補償となるスポーツ安全保険など、任意の保険に加入することとする。
- 保険については指導者や参加生徒に対して、自身の怪我等を補償する保険だけでなく、賠償責任も想定したうえで、個人賠償責任も補償対象となる保険への加入を推奨する。

9. 大会等への参加及び生徒引率、大会運営への従事

- 北九州市地域クラブにおいては、大会の参加回数について生徒や保護者の理解を得られるよう配慮するとともに、生徒や保護者の過度な負担とならないよう、参加する大会等を精査する。
- 北九州市地域クラブにおける大会等の引率は、実施主体の責任者・指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

- 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。また、大会運営への参画を出場要件として求める場合は、同意する学校部活動顧問や北九州市地域クラブの指導者に対して、スタッフとして委嘱し、主催者の一員として大会に従事することを明確にする。
- 市教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。
- 北九州市地域クラブの運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。また、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、業務への影響の有無、健康への配慮から、職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

【参考資料】

北九州市教育委員会「北九州市部活動ハンドブック」	平成22年3月
文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」	平成25年5月
北九州市教育委員会「体罰のない学校をつくるために」	平成25年7月
北九州市教育委員会「これからの生徒指導の推進に当たって ～生徒指導実践資料第3集～」	平成26年4月
北九州市教育委員会「部活動振興のための合同部活動実施要項」	平成27年4月
公益財団法人日本体育協会「スポーツ医・科学の観点からの ジュニア期におけるスポーツ活動時間について」	平成29年12月
スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	平成30年3月
文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	平成30年12月
福岡県教育委員会「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」	平成30年12月
北九州市教育委員会「適正な部活動運営のための手引き(改訂版)」	平成30年3月
北九州市中学校体育連盟「複数校合同チーム編成規定」	令和元年5月
スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の 在り方等に関する総合的なガイドライン」	令和4年12月

北九州市

学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する

総合的なガイドライン

発行日／令和2年3月

令和7年〇月改定

(令和7年〇月施行)

発 行／北九州市教育委員会

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

(小倉北区役所庁舎東棟7階)

電話 093-582-2369

協 力／部活動の在り方に関する有識者会議

北九州市部活の未来を考える会(令和5・6年度)